



同旨発表：国土交通省、各地方運輸局、
神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局

令和 8 年 4 月 7 日
交通政策部環境・物流課

令和 8 年度「物流効率化推進事業」（補助事業）の募集開始

温室効果ガスの排出削減、流通業務の省力化による持続可能な物流体系の構築を図るため、
本日より「物流効率化推進事業」（補助事業）の募集を開始します。

1. 対象となる事業

- (1) 物流効率化法に基づく総合効率化計画策定のための調査事業
【総合効率化計画策定事業】
- (2) 物流効率化法の総合効率化計画に基づき実施する事業
【モーダルシフト推進事業・幹線輸送集約化推進事業・ラストワンマイル配送効率化推進事業・中継輸送推進事業】

2. 事業概要

- (1) 補助対象事業者
荷主及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会
- (2) 補助対象経費（補助率）
総合効率化計画策定事業
(定額・上限 200 万円 + 最大 1/2・上限 300 万円※ = 上限総額 500 万円)
モーダルシフト推進事業・幹線輸送集約化推進事業・ラストワンマイル配送効率化推進事業・中継輸送推進事業
(最大 1/2・上限 500 万円 + 最大 2/3・上限 500 万円※ = 上限総額 1,000 万円)

※下線部が、省人化・自動化に資する機器導入等の計画、実際に当該機器を用いて運行する場合の補助上限と補助率

- (3) 予算額 85.1 百万円

3. 応募方法

本事業ホームページ（下記 URL）に掲載の交付要綱、実施要領及び応募要項等を熟読の上、申請様式等を事業計画の主とする地域を管轄する地方運輸局等へ提出ください。

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/ms_subsidy.html

4. スケジュール

応募期間：令和 8 年 4 月 7 日（火）～6 月 5 日（金）17 時まで（必着）

補助対象事業者の認定（交付決定）：8 月初旬頃を予定

5. 補助対象期間

総合効率化計画策定事業：令和 8 年 8 月～令和 9 年 2 月末日

モーダルシフト推進事業・幹線輸送集約化推進事業・ラストワンマイル配送効率化推進事業・中継輸送推進事業：

総合効率化計画認定の日※または令和 8 年 8 月のどちらか遅い方～令和 9 年 2 月末日

※総合効率化計画の認定の標準処理期間は 1 ヶ月です。

【問い合わせ先】

北陸信越運輸局交通政策部環境・物流課 担当 高澤、成田
電話：025-285-9152

事業目的

- **物流分野の労働力不足に対応**するとともに、**温室効果ガスの排出量を削減しカーボンニュートラルを推進**するため、物流効率化法の枠組みの下、**荷主・物流事業者を中心とする多様な関係者と連携したモーダルシフト等**を推進。

事業内容

- モーダルシフト等の物流効率化の取組について、①物流効率化法に基づく「**総合効率化計画**」の**策定経費**（協議会の開催等）や、②「**認定総合効率化計画**」に基づくモーダルシフトやトラック輸送の効率化（幹線輸送の集約化、中継輸送、共同配送、貨客混載等）に関する**事業の初年度の運行経費**に対して支援。
- ①、②のうち、**省人化・自動化機器の導入等の計画策定**や**実際に当該機器を用いた運行**には、**補助額上限の引上げ等**を実施。

実施に向けた主な流れ

- 協議会の立上げ
 - ・物流事業者、荷主等の関係者による物流効率化に向けた意思共有
- 協議会の開催
 - ・関係者の参集、輸送条件に係る情報やモーダルシフト等の実現に向けた課題の共有及び調整、CO₂排出量削減効果の試算 等
- 総合効率化計画の策定
 - ・協議会の検討結果に基づき、物流総合効率化法に規定する「総合効率化計画」の策定
- 総合効率化計画の認定・実施準備
- 運行開始

補助上限・補助率

上限総額 500万円	省人化・自動化機器導入 上限300万円 (補助率：1/2以内)
	計画策定経費補助 上限200万円 (補助率：定額)
上限総額 1,000万円	省人化・自動化機器導入 上限500万円 (補助率：2/3以内)
	運行経費補助 上限500万円 (補助率：1/2以内)

省人化・自動化への転換・促進を支援

<省人化・自動化機器の導入例>

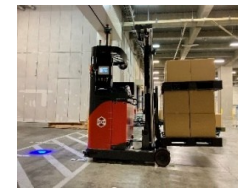
- ・荷物の保管場所から荷さばき場までの無人搬送車での移動
- ・ピッキングロボットや無人フォークリフトを使用したパレット、コンテナ等への荷物の積付け



無人搬送車



ピッキングロボット



無人フォークリフト

令和8年度物流効率化推進事業 応募要項

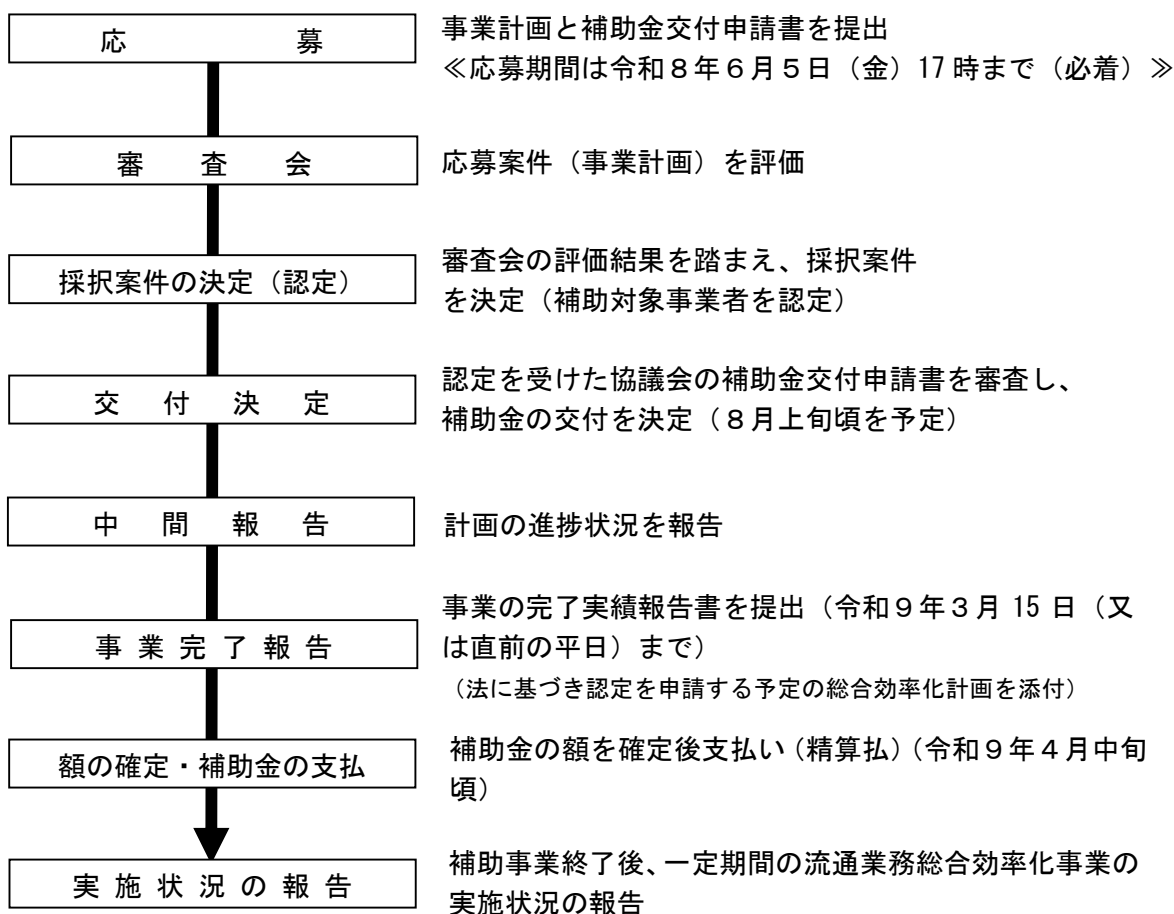
令和8年4月
物流・自動車局 物流政策課

温室効果ガスの排出削減、流通業務の省力化による持続可能な物流体系の構築を図るため、荷主企業及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会が物資の流通の効率化に関する法律(平成17年法律第85号)(以下「法」という。)第6条第1項に規定する総合効率化計画の策定のための調査事業及び同項による認定を受けた総合効率化計画に基づくモーダルシフト等に対して支援する「物流効率化推進事業」(補助事業)について、下記のとおり応募を実施します。

応募にあたっては、本応募要項によるほか、物流効率化推進事業費補助金交付要綱(令和8年3月2日付け国自物第315号。以下「交付要綱」という。)及び物流効率化推進事業実施要領(令和8年3月2日付け国自物第316号。以下「実施要領」という。)に従ってください。

なお、申請書類不足及び申請書類の記載内容に不備がある場合、審査の対象となりませんので、本応募要項等を熟読の上、申請書類を作成してください。

<総合効率化計画策定事業>



＜モーダルシフト推進事業、幹線輸送集約化推進事業、ラストワンマイル配送効率化推進事業、中継輸送推進事業＞



実施要領2.（3）に定める補助対象期間は下記の通りになります。

（ア）総合効率化計画策定事業

令和8年8月から令和9年2月末まで

（イ）モーダルシフト推進事業、（ウ）幹線輸送集約化推進事業、（エ）ラストワンマイル配送効率化推進事業及び（オ）中継輸送推進事業

令和8年8月または総合効率化計画認定日のいずれか遅い日から令和9年2月末までとする。

◆ **重点施策について**

令和8年度物流効率化推進事業においては、下記のような取り組みを重点施策とし、優先的に採択します。

- A) 荷主や輸送事業者等の連携・工夫(平準化・標準化)による輸送の効率化
(業界団体等で定めた規格を用いた標準化は、さらに評価をします。)
- B) 複数企業による混載または帰り荷を確保したモーダルシフトや、
過疎地域や館内物流における共同配送

- C) 旅客鉄道やバス等の空きスペースを活用した**貨客混載**
 - D) 鮮度保持機能を有するコンテナを活用したモーダルシフト等、**農産品輸送の効率化**
(輸出につながる農産品輸送の効率化は、さらに評価をします。ただし、補助対象は、国内流通区間のみとなります。)
 - E) **中継輸送**や、流通業務への**省人化・自動化機器**を用いた輸送の効率化
 - F) 物流企業内や企業間の**事業再編**又は企業間の**協調的投資**を伴う輸送の効率化
- ※上記以外の取り組みについても採択します。

本事業により補助金の交付を受けようとする場合は、応募期間内に「事業計画」(実施要領様式1-1、様式1-2、様式1-3、様式1-4又は様式1-5)及び「物流効率化推進事業費補助金交付申請書」(交付要綱第1号様式)、実施要領4.(1)及び5.(1)記載の添付書類を提出してください。

応募のあった事業計画を評価し、採択案件を決定(国土交通大臣による認定)するとともに補助金の交付を決定します。

また、認定した旨は申請者に対して通知するとともに、認定結果等については、国土交通省のウェブページ等で事業の概要等について公表します。

※注意事項

- (1) 過去に本事業により補助金の交付を受けた事業と同一であると認められる事業を実施しようとする協議会については認定を行いません。
- (2) 応募後の事業計画に修正等が生じた場合、採択案件の決定(国土交通大臣による認定)と同時に補助金の交付決定ができない場合があります。
- (3) モーダルシフト推進事業、幹線輸送集約化推進事業、ラストワンマイル配送効率化推進事業及び中継輸送推進事業について、補助金の交付決定までに総合効率化計画の認定を受けていない場合は、認定を受けることを補助金の交付の条件とします。

総合効率化計画策定事業に対する補助金の交付の決定を受けた場合は、指定の期間の進捗状況を実施要領様式4-1により提出してください。また、交付要綱別表1補助対象経費②の交付の決定を受けた場合は、当該機器の使用状況が分かるよう、使用日時が分かるものと共に写真撮影を行い※、様式4-1内に当該写真を貼り付けて提出してください。

※最低限、始期・終期の2回は写真撮影を行ってください。

運行経費に対する補助金の交付の決定を受けた場合は、毎月の輸送実績を、実

施要領様式4-2、様式4-3様式4-4又は様式4-5により提出して下さい。また、交付要綱別表2、別表3、別表4又は別表5に記載の補助対象経費②の交付の決定を受けた場合は、当該機器の使用状況が分かるよう、使用日時が分かるものと共に写真撮影を行い※、様式4-2、様式4-3、様式4-4又は様式4-5の別紙2に当該写真を貼り付けて提出して下さい。

※最低限、毎月の始期・終期の2回は写真撮影を行ってください。

補助対象事業が完了した場合、交付要綱第12条で定める期限までに、「報告書」(実施要領様式5-1、様式5-2、様式5-3、様式5-4又は様式5-5)及び補助対象事業完了実績報告書(交付要綱第8号様式)を提出してください。内容を審査した上で交付すべき補助金額を確定し、補助金を支払います。(精算払)

補助対象事業が終了した後、補助対象事業に係るその後の一定期間の実施状況を実施要領様式6-1、様式6-2、様式6-3、様式6-4又は様式6-5により提出してください。

(1) 事業計画の応募受付期間

令和8年4月7日(火)～令和8年6月5日(金)17時必着

※電子メール又で提出する場合は、メール到着及び担当部署への電話確認を令和8年6月5日(金)17時までにを行ったものが有効となります(詳細は(4)参照のこと)。

(2) 提出先

事業計画の主とする実施地域を管轄する地方運輸局の交通政策部環境・物流課等(別紙参照)に郵送又は電子メールにて提出してください(補助金交付申請書や輸送実績の報告等の提出についても同様とします)。

(3) 提出部数

郵送の場合は正本1部、写し1部。電子メールの場合は、正本1部。

(4) 電子メールでの提出について

①電子メールで提出する場合は、メールの件名(題名)を必ず『【提出】令和8年度物流効率化推進事業費補助金(協議会名)』とし、メール本文内に協議会名称と、電子メールを提出した担当者の社名・担当部署・担当者氏名・連絡先電話番号・連絡先電子メールアドレス及び添付書類名を記載してください。他の件名(題名)では受け付けない場合があります。

※なお、交付決定後に提出する書類に関しても、同様に提出してください。

②電子メールで提出する場合、申請書等書類は PDF 形式に変換し提出してください。ただし、元の形式(ワード形式等)の提出を追加で求めることがあります。

③電子メールに添付する申請書等書類の容量は3MB までお願いします。容量を超える場合は、ファイルを分割し、複数のメールに分けて提出をしてください。

④電子メールで提出する場合は、電子メールで担当部署に申請書等書類を提出

後、電子メールを送付した担当部署に当該メール及び申請書等書類が届いているか電話連絡をしてください。応募受付期間内にメール到着及び担当部署への電話確認ができなかった場合は、審査対象となりません。

⑤ネットワーク障害等が生じる可能性や、応募受付期間締め切りが近くなると問い合わせが集中するため、時間に余裕を持った提出をしてください。

(5) その他

担当より、申請内容についてメールや電話での確認を行うことがあります。

書類の提出・お問い合わせ先 ※メールアドレスの「★」は「@」に置き換えてください。

部 署	住 所	電 話 メールアドレス
北海道運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒060-0002 札幌市中央区北2条西19丁目8 札幌第4合同庁舎東館	011-290-2726 hkt-kanbutsu-sa1tsu★gxb.mlit.go.jp
東北運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022-791-7508 tht-kou-kanbutsu★ki.mlit.go.jp
関東運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045-211-7210 ktt-kanbutsu★ki.mlit.go.jp
北陸信越運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒950-8537 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025-285-9152 hrt-kankyoubutoryuu★ki.mlit.go.jp
中部運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎1号館	052-952-8007 cbt-modalshift★gxb.mlit.go.jp
近畿運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6949-6410 kkt-ar-kanbutu★gxb.mlit.go.jp
神戸運輸監理部 総務企画部 物流施設対策官	〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎	078-321-3145 kbm-buturyuu★gxb.mlit.go.jp
中国運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒730-8544 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館	082-228-3496 cgt-logistre★gxb.mlit.go.jp
四国運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館	087-802-6726 skt-buturyuu★ki.mlit.go.jp
九州運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館	092-472-3154 qst-ms-sinsei★gxb.mlit.go.jp
沖縄総合事務局 運輸部企画室	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1812 unyu-kikaku.j2a★ogb.cao.go.jp

〔制度全体についてのお問い合わせ〕

国土交通省 物流・自動車局 物流政策課	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8799(直通)
---------------------------	------------------------------	------------------